

建 住 第 1 6 1 8 号  
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各関係機関の長 殿

建築住宅課長

### 手数料表の改定について

標記について、大分県使用料及び手数料条例の改定に伴い、各種手続きにかかる手数料一覧表を改定したため、送付します。

### 記

#### 1 手数料改定のある各種手続き

- (1) 建築基準法関係事務手数料
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律事務手数料
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務手数料
- (5) 建築士法関係事務手数料
- (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係事務手数料
- (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律事務手数料

#### 2 適用日

令和8年4月1日から適用する。

指導審査班 担当 麻生 (内 4678)  
企画調査班 担当 緑川 (内 4687)  
〒870-8501  
大分県大分市大手町3丁目1番1号  
TEL 097-506-4679 097-506-4677  
FAX 097-506-1779  
E-mail a18500@pref.oita.lg.jp

## 手数料一覧表(R8.4.1施行)

項 目	手数料の額 (円/件)			適判手数料の額 (円/件)	
	確認申請 計画通知	完了検査申請・工事完了通知		大臣認定プログラム を使用	左記以外
省エネ基準への 適合検査なし		省エネ基準への 適合検査あり			
確認申請・完了検査申請・計画通知・工事完了通知					
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	11,400 円	24,200 円	28,200 円	140,000 円	207,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	21,700 円	28,400 円	32,400 円		
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	32,600 円	38,000 円	42,000 円		
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	47,500 円	51,600 円	55,600 円		
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	48,100 円	55,900 円	61,950 円		
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	72,000 円	74,800 円	83,500 円		
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	211,000 円	181,000 円	199,100 円		
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	317,000 円	260,000 円	292,800 円		
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	540,000 円	455,000 円	506,600 円		
住宅の省エネ仕様基準の審査	確認申請・計画通知 へ加算する額			※適判の要否は棟を単位とし、 EXP.Jが設けられているものは別棟とします。	
一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 未満	12,700 円			
	200 m <sup>2</sup> 以上	14,100 円			
共同住宅・複合建築物の住宅部分	300 m <sup>2</sup> 未満	23,100 円			
	300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	35,900 円			
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	56,600 円			
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	73,400 円			
移転・修繕・模様替・用途変更		床面積の1/2の額			
計画変更確認申請・計画変更通知		計画の変更に係る部分の床面積の1/2の額 (増加する場合は増加する部分の床面積の額) …(注1)			
工作物	11,000 円	12,000 円			
遊戯施設	11,000 円	12,000 円			
エレベーター、エスカレーター	11,000 円	16,000 円			
計画変更 確認申請・計画変更通知	工作物	6,000 円			
	遊戯施設	6,000 円			
	エレベーター、エスカレーター	7,000 円			
中間検査申請・中間検査を受けた建築物の完了検査申請(注2) 特定工程工事終了通知・特定工程工事終了通知を受けた建築物の 工事完了通知(注2)	中間検査申請特定 工程工事終了通知				
		完了検査申請・工事完了通知			
		省エネ基準への 適合検査なし	省エネ基準への 適合検査あり		
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	21,200 円	21,900 円	25,900 円		
30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	24,400 円	26,800 円	30,800 円		
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	33,600 円	36,600 円	40,600 円		
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	46,200 円	51,600 円	55,600 円		
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	49,400 円	52,900 円	58,950 円		
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	66,700 円	69,800 円	78,500 円		
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000 円	163,000 円	181,100 円		
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	226,000 円	257,000 円	289,800 円		
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	415,000 円	464,000 円	515,600 円		
減額規定(県細則第3条)		上記金額の1/2の額			

(注1) 床面積の増加と既計画部分の変更が同時に行われるような場合の対象床面積の算定は次のように行うものとする。

$$(\text{手数料算定対象床面積}) = (\text{増加部分の床面積}) + (\text{既計画部分の変更に係る床面積}) \times 1/2$$

(注2) 中間検査申請(特定工程工事終了通知)にあつては、検査を行う部分の床面積の合計

※下記表中( )書きの条項については、法改正により現在の条項と一致しないものがあります。

項 目	手数料の額 (円/件)	項 目	手数料の額 (円/件)
仮使用認定申請(7条の6 1項1号・2号)	122,000 円	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請 (53条5項3号)	33,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請(43条2項1号)	27,000 円	建築物の敷地面積の許可申請(53条の2 1項3号4号)	161,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請(43条2項2号)	33,000 円	建築物の高さの特例認定申請(55条2項)	27,000 円
公衆便所等の道路内における建築許可申請(44条1項2号)	33,000 円	建築物の高さの特例許可又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料(55条3項・4項1号2号)	161,000 円
道路内における建築認定申請(44条1項3号)	27,000 円	日影による建築物の高さの特例許可申請(56条の2 1項)	161,000 円
公共歩廊等の道路内における建築許可申請(44条1項4号)	161,000 円	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料(57条 1項)	27,000 円
壁面線外における建築許可申請(47条ただし書)	161,000 円	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料(58条2項)	161,000 円
都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請(48条1項～14項ただし書・16項)	181,000円(利害関係を有する者からの意見の聴取を要せず、かつ、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては123,000円、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては140,000円)	高度利用地区における建ぺい率、容積率、建築面積、壁面の位置の特例許可申請(59条1項3号)	161,000 円
特殊建築物等敷地許可申請(51条ただし書)	161,000 円	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請(59条4項)	161,000 円
建築物の延べ面積の特例認定申請手数料(52条6項)	27,000 円	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請(59条の2 1項)	161,000 円
建築物の延べ面積の特例許可申請(52条10項・11項・14項)	161,000 円	地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外の認定申請(68条の3 1項2項3項)	27,000 円
壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可申請 (53条4項)	33,000 円	地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請(68条の3 4項)	161,000 円

項 目	手数料の額 (円/件)	項 目	手数料の額 (円/件)
地区計画の区域のうち開発整備促進区内の建築制限の適用除外に係る認定申請(68条の3 7項)	27,000 円	既存建築物を前提とした総合的設計による空地を有する一定の一団の土地の区域内の建築物の特例許可申請(86条 4項)	建築物(既存建築物を除く)の数が一である場合は223,000円、建築物の数が二以上である場合は223,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外の認定申請(68条の4 1項)	27,000 円	公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料(86条の2 1項)	建築物(同一敷地内認定建築物を除く)の数が一である場合は79,000円、建築物の数が二以上である場合は79,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請(68条の5の2 1項)	27,000 円	空地を有することとなる公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料(86条の2 2項)	建築物(同一敷地内許可建築物を除く)の数が一である場合は223,000円、建築物の数が二以上である場合は223,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内において敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さの許可申請(68条の5の3 2項)	161,000 円	公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料(86条の2 3項)	建築物(同一敷地内許可建築物を除く)の数が一である場合は223,000円、建築物の数が二以上である場合は223,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は各部分の高さに関する制限の適用除外の認定申請(68条の5の4 1項2項)	27,000 円	複数建築物の認定又は許可の取消申請(86条の5 1項)	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内における地盤面の上に公共空地を有する建築物の建ぺい率の制限の特例認定申請(68条の5の5)	27,000 円	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外の認定申請(86条の6 2項)	27,000 円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請(68条の7 5項)	161,000 円	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画認定申請(86条の8 1項)	27,000 円
仮設建築物建築許可申請(85条6項・7項)	122,000円(大分県建築審査会の同意を要する場合にあっては、161,000円)	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請(86条の8 3項)	27,000 円
総合的設計による一団地内の建築物の特例認定申請(86条 1項)	建築物の数が二である場合は79,000円、建築物の数が三以上である場合は79,000円に二を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画認定申請(87条の2 1項)	27,000 円
既存建築物を前提とした総合的設計による一定の一団の土地の区域内の建築物の特例認定申請(86条 2項)	建築物(既存建築物を除く)の数が一である場合は79,000円、建築物の数が二以上である場合は79,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請(87条の2 2項)	27,000 円
総合的設計による空地を有する一団地内の建築物の特例許可申請(86条 3項)	建築物の数が二である場合は223,000円、建築物の数が三以上である場合は223,000円に二を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額	一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料(87条の3 6項・7項)	122,000円(大分県建築審査会の同意を要する場合にあっては、161,000円)

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料(R8.4.1～)

(単位:円)

○新築に係る認定申請

申請区分		確認書添付	評価書添付	添付なし
一戸建ての住宅		11,800	17,200	52,000
賃貸住宅等	～500㎡	4,900	10,600	(103,000+4,900×m)/m
	500㎡～1,000㎡	4,300	8,650	(162,000+4,300×m)/m
	1,000㎡～2,500㎡	3,100	6,900	(329,000+3,100×m)/m
	2,500㎡～5,000㎡	2,700	6,000	(602,000+2,700×m)/m
	5,000㎡～10,000㎡	2,350	4,900	(1,041,000+2,350×m)/m
	10,000㎡～	2,150	4,500	(1,801,000+2,150×m)/m
区分所有住宅	～500㎡	4,900×M	10,600×M	(103,000+4,900×M)
	500㎡～1,000㎡	4,300×M	8,650×M	(162,000+4,300×M)
	1,000㎡～2,500㎡	3,100×M	6,900×M	(329,000+3,100×M)
	2,500㎡～5,000㎡	2,700×M	6,000×M	(602,000+2,700×M)
	5,000㎡～10,000㎡	2,350×M	4,900×M	(1,041,000+2,350×M)
	10,000㎡～	2,150×M	4,500×M	(1,801,000+2,150×M)

※100円未満は切り捨てる。

※mは認定に係る申請戸数を表し、Mは認定に係る区分所有住宅の総戸数を表す。

※手数料算定は以下のとおり行う

- ①一戸建ての住宅:1件あたり1棟とする
- ②賃貸住宅等:1件あたり1戸とする
- ③区分所有住宅:1件あたり1棟とする

○既存住宅の増築・改築に係る認定申請

申請区分		確認書添付	添付なし
一戸建ての住宅		16,200	76,800
賃貸住宅等	～500㎡	6,550	(151,000+6,550×m)/m
	500㎡～1,000㎡	5,600	(239,000+5,600×m)/m
	1,000㎡～2,500㎡	4,050	(482,000+4,050×m)/m
	2,500㎡～5,000㎡	3,450	(881,000+3,450×m)/m
	5,000㎡～10,000㎡	2,850	(1,525,000+2,850×m)/m
	10,000㎡～	2,600	(2,640,000+2,600×m)/m
区分所有住宅	～500㎡	6,550×M	(151,000+6,550×M)
	500㎡～1,000㎡	5,600×M	(239,000+5,600×M)
	1,000㎡～2,500㎡	4,050×M	(482,000+4,050×M)
	2,500㎡～5,000㎡	3,450×M	(881,000+3,450×M)
	5,000㎡～10,000㎡	2,850×M	(1,525,000+2,850×M)
	10,000㎡～	2,600×M	(2,640,000+2,600×M)

※100円未満は切り捨てる。

※mは認定に係る申請戸数を表し、Mは認定に係る区分所有住宅の総戸数を表す。

※手数料算定は以下のとおり行う

- ①一戸建ての住宅：1件あたり1棟とする
- ②賃貸住宅等：1件あたり1戸とする
- ③区分所有住宅：1件あたり1棟とする

○長期優良住宅維持保全計画に係る認定申請

申請区分		確認書添付	評価書添付	添付なし
一戸建ての住宅		16,200	25,400	76,800
賃貸住宅等	～500㎡	6,550	15,500	(151,000+6,550×m)/m
	500㎡～1,000㎡	5,600	12,500	(239,000+5,600×m)/m
	1,000㎡～2,500㎡	4,050	9,850	(482,000+4,050×m)/m
	2,500㎡～5,000㎡	3,450	8,500	(881,000+3,450×m)/m
	5,000㎡～10,000㎡	2,850	6,850	(1,525,000+2,850×m)/m
	10,000㎡～	2,600	6,300	(2,640,000+2,600×m)/m
区分所有住宅	～500㎡	6,550×M	15,500×M	(151,000+6,550×M)
	500㎡～1,000㎡	5,600×M	12,500×M	(239,000+5,600×M)
	1,000㎡～2,500㎡	4,050×M	9,850×M	(482,000+4,050×M)
	2,500㎡～5,000㎡	3,450×M	8,500×M	(881,000+3,450×M)
	5,000㎡～10,000㎡	2,850×M	6,850×M	(1,525,000+2,850×M)
	10,000㎡～	2,600×M	6,300×M	(2,640,000+2,600×M)

※100円未満は切り捨てる。

※mは認定に係る申請戸数を表し、Mは認定に係る区分所有住宅の総戸数を表す。

※手数料算定は以下のとおり行う

- ①一戸建ての住宅：1件あたり1棟とする
- ②賃貸住宅等：1件あたり1戸とする
- ③区分所有住宅：1件あたり1棟とする

○法第8条第1項における計画変更申請(譲受人の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任に係るものを除く。)

変更認定申請に係る手数料	上記計画認定申請に係る審査手数料に1/2を乗じて得た額 ※100円未満の端数は切り捨て
--------------	--

○容積率の特例許可申請

容積率の特例許可申請に係る手数料	1件	166,000
------------------	----	---------

○譲受人の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任に係る変更認定申請

譲受人の決定等の変更認定申請に係る手数料	1件	3,200
----------------------	----	-------

○地位の承継の承認申請

認定計画実施者の地位承継承認申請に係る手数料	1件	3,200
------------------------	----	-------

低炭素建築物新築等計画認定申請審査手数料

R8.4

建物の区分		審査手数料	適合証添付の場合	仕様・計算併用法の場合	誘導仕様基準の場合	
a.一戸建ての住宅		40,200	6,450	30,600	21,700	
b ・ 共 同 住 宅 及 び 複 合 建 築 物 の 住 宅 部 分 ( ア + イ )	ア.総戸数	1戸	40,200	6,450	30,600	21,700
		2戸以上5戸以下	80,200	11,800	58,000	39,000
		6戸以上10戸以下	112,000	19,400	80,900	54,600
		11戸以上25戸以下	157,000	31,800	114,000	77,000
		26戸以上50戸以下	225,000	52,500	165,000	114,000
		51戸以上100戸以下	324,000	93,200	239,000	171,000
		101戸以上200戸以下	438,000	147,000	329,000	243,000
		201戸以上300戸以下	574,000	186,000	429,000	314,000
		301戸以上	674,000	197,000	497,000	356,000
	イ.共用部分の床面積	300㎡以内	126,000	11,800		
		300㎡超え2,000㎡以内	207,000	31,800		
		2,000㎡超え5,000㎡以内	323,000	93,200		
		5,000㎡超え10,000㎡以内	415,000	147,000		
		10,000㎡超え25,000㎡以内	494,000	186,000		
25,000㎡を超える		577,000	231,000			
c 非住宅建築物及び複合建築物 の非住宅部分	300㎡以内	277,000	11,800			
	300㎡超え2,000㎡以内	442,000	31,800			
	2,000㎡超え5,000㎡以内	628,000	93,200			
	5,000㎡超え10,000㎡以内	771,000	147,000			
	10,000㎡超え25,000㎡以内	908,000	186,000			
	25,000㎡を超える	1,037,000	231,000			
d.複合建築物の建築物全体		b+c				

計画変更認定申請の場合：上記区分に応じた審査手数料に1/2を乗じて得た金額（100円未満の端数は切り捨て）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請審査手数料(容積率緩和認定)

R8.4.1

建物の区分		省エネ性能の判断					適合証添付
		標準計算法	仕様・計算併用法	誘導仕様基準	標準入力法 BEST	モデル建物法	
一戸建の住宅	200㎡未満	33,800	25,500	17,800	/	/	5,350
	200㎡以上	37,500	28,100	19,100			5,350
共同住宅等 複合建築物の住宅部分	300㎡未満	67,000	49,900	32,500			10,000
	300㎡以上2,000㎡未満	112,000	83,100	55,600			20,400
	2,000㎡以上5,000㎡未満	189,000	144,000	99,900			43,900
	5,000㎡以上	271,000	210,000	151,000			78,100
非住宅 複合建築物の非住宅部分	300㎡未満	/	/	/			219,000
	300㎡以上1,000㎡未満				275,000	107,000	16,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満				354,000	141,000	26,800
	2,000㎡以上5,000㎡未満				505,000	228,000	78,100
	5,000㎡以上10,000㎡未満				622,000	297,000	123,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満				735,000	357,000	155,000
	25,000㎡以上				839,000	419,000	194,000
複合建築物		住宅部分と非住宅部分についてそれぞれ算定した額の合算					
変更認定申請		申請に係る建築物の床面積に応じた手数料に1/2を乗じて得た額 (100円未満の端数は切り捨て)					

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(省エネ適判)

R8.4.1

建物の区分		省エネ性能の判断				向上計画認定を受けた他の建築物の場合	
		標準計算法	仕様・計算併用法	標準入力法 BEST	モデル建物法		
一戸建の住宅	200㎡未満	33,800	25,500	/	/	5,350	
	200㎡以上	37,500	28,100			5,350	
共同住宅等 複合建築物の住宅部分	300㎡未満	67,000	49,900			10,000	
	300㎡以上2,000㎡未満	112,000	83,100			20,400	
	2,000㎡以上5,000㎡未満	189,000	144,000			43,900	
	5,000㎡以上	271,000	210,000			78,100	
非住宅 複合建築物の非住宅部分	300㎡未満	/	/			/	219,000
	300㎡以上1,000㎡未満			275,000	107,000		16,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満			354,000	141,000		26,800
	2,000㎡以上5,000㎡未満			505,000	228,000		78,100
	5,000㎡以上10,000㎡未満			622,000	297,000		123,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満			735,000	357,000		155,000
	25,000㎡以上			839,000	419,000		194,000
複合建築物		住宅部分と非住宅部分についてそれぞれ算定した額の合算					
変更判定申請		判定に係る建築物の床面積に応じた手数料に1/2を乗じて得た額 (100円未満の端数は切り捨て)					
軽微変更証明書交付		証明に係る建築物の床面積に応じた手数料に1/2を乗じて得た額 (100円未満の端数は切り捨て)					

## R8.4.1～

手数料の名称	区分	単位	金額	備考	
建築士法関係事務	建築士免許手数料	件	24,400円		
	建築士免許証書換え交付手数料	件	6,250円		
	建築士免許証再交付手数料	件	6,250円		
	建築士試験手数料	人	18,500円		
	建築士事務所 登録手数料	一級建築士事務所	件		24,300円
		二級建築士事務所及び木造建築士事務所	件		24,300円
	建築士免許登録証明手数料		件		400円
	建築士事務所登録証明手数料		件		400円

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係事務手数料

令和8年4月1日～

認定申請・更新申請

事前確認適合書※の有無	長期修繕計画の数	金額
事前確認適合書の提出がある場合	1件	3,200円
	2以上の場合、追加1件あたりの加算額	1,500円
事前確認適合書の提出がない場合	1件	28,100円
	2以上の場合、追加1件あたりの加算額	12,400円

※(公財)マンション管理センターが発行する事前確認適合書

なお、事前確認適合書の発行には、別途上記センターへの手数料が必要です。

変更認定申請

変更内容	長期修繕計画の数	金額
すべて	1件	22,300円
	2以上の場合、追加1件あたりの加算額	8,100円

高齢者の居住の安定確保に関する法律関係事務

令和8年4月1日～

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録・更新申請

戸数	金額
10戸以下	25,000円
11戸以上 20戸以下	29,000円
21戸以上 30戸以下	33,000円
31戸以上 40戸以下	37,000円
41戸以上 50戸以下	41,000円
51戸以上 70戸以下	48,000円
71戸以上 100戸以下	59,000円
101戸以上	70,000円